

平成25年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成25年6月20日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第 1 議案第53号 平成25年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第 2 陳情第25-11号 国道381号線の迂回路線の整備要望について
- 第 3 陳情第25-12号 要望書
- 第 4 発委第 6号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書
- 第 5 発委第 7号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書
- 第 6 発委第 8号 原油及び飼料価格の高騰に伴う農林水産業への対策強化を求める意見書
- 第 7 発委第 9号 議員派遣の件について
- 第 8 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第8まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2番	榎 野 章 君	3番	田 邊 哲 夫 君
4番	岩 井 優之介 君	5番	中 屋 康 君
6番	津 野 吉 得 君	7番	山 上 利 嗣 君
8番	緒 方 正 綱 君	9番	橋 本 保 君
10番	堀 本 伸 一 君	11番	林 健 三 君
12番	山 岡 義 正 君	13番	吉 村 アツ子 君
14番	下 元 真 之 君	15番	下 元 昇 君
16番	森 健 吉 君	17番	酒 井 祥 成 君
18番	竹 内 常 喜 君	19番	岡 峯 久 雄 君
20番	宮 地 章 一 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員 (0 名)

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監 (医師確保) 兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	永 尾 ゆ み 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	森 武 士 君
商工観光課長	植 村 有 三 君	管財契約課長	宮 地 正 人 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	中 岡 全 君
教 育 長	宮 崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君
生涯学習課長	野 村 和 弘 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	松 本 悟 志 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	下 藤 広 美 君	産 業 建 設 課 長	永 尾 一 雄 君
町民生活課長	津 末 和 宏 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	産 業 建 設 課 長	仲 治 幸 君
町民生活課長	林 久 志 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
--------	---------	-----	-----------

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前9時29分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成25年第2回四万十町議会定例会9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 議案第53号平成25年度四万十町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

槇野章君。

○2番（槇野章君） それでは6月の補正予算資料のほうから二点ほどお聞きしたいと思います。

まず、一般コミュニティ助成事業について。この事業は、自治総合センター助成事業実施要綱では最高250万で、「コミュニティ活動に直接必要な施設整備に要する経費」とありますが、助成ですので本町の持ち出しがないということで、どの地域でもこの助成が受けれるのかを、まずお聞きをしたい。

それと、3ページのJAしまんと地消地産推進事業費補助金について。この件は18日の一般質問でもありましたが、農協と商工会とが協議されていると聞いております。中心市街地に呼び込むプラス効果の一方、周辺店舗からいろいろな意見があると聞いております。せっかく1次産業の振興と農家所得の向上を目指して農家レストランをやろうというときに、農協としても気持ちよく営業開始をしていただきたいのですが、その点はどのような、大丈夫かというようなことでお聞きをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） まず、ご質問一点目の予算資料、コミュニティ施設の助成事業ということで、どこの地域でも助成を受けることができるのかというご質問でありました。

この事業、原資については宝くじの分配金で事業のほうを進めます。事業のメニューとしましては今回提案をしております一般コミュニティ助成事業ということで、集落の椅子であるとかテント、ベンチ、こういったものが対応できます。この部分については上限250万ということで、これ以外にもコミュニティセンター助成事業ということで、いわゆ

る集会所、こういったものの整備も可能であります。

なお、この事業については5分の3、総事業費の5分の3までで、上限1,500万円というふうになっております。全ての事業が町内で、各集落で対応可能であります。ただし、全国的な事業要望等もありますので、そういった申込みの件数によって採択の基準も上下するかと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは私より予算資料のほうの3ページ、JAしまんと地消地産推進事業費補助金のご質問にお答えを申し上げます。

商工会との連絡等、調整はできているのかというお尋ねであったと思います。

この件につきましては先日の一般質問等でも少しお答えさせていただきましたが、もう一度、繰り返しになろうかと思いますがお答えさせていただきます。

初めて議員の皆様方にこの事業の報告をさせていただいたのが5月の全員協議会、集まってお聞きまして説明をさせていただきました。そのときには商工会のほうへの連絡等しておらなかったわけでございます。それで、ご意見などいただきましたので、早速その日のうちに町長がJA四万十の組合長のほうへ出向きまして、「商工会との連絡をしておくように」というような申し入れをしたところでございます。その後、農協のほうから商工会のほうに話をした次第でございます。その後、商工会の会長さんのほうに私、口頭ではございますが確認を取っております。

そのときに出てまいりましたのは、この事業をやるに当たりまして、やはりこの施設といますのは、高速道路が本町へも抜けておりますし、そして、この施設は町中にあるわけでございますので、大いにそういった外からの観光客などを中へ引き入れて、呼び込んで、新たな展開をしてもらいたい。既存の商業などにも、ともに支えていくような施策としてもらいたいというような要望をいただきました。ということで、町長、そして組合長、会長との話でありますので、町といたしましては商工会への連絡は取れていると思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 榎野章君。

○2番（榎野章君） 一般コミュニティ助成について、もう一度お聞きします。

本町の集会所の整備事業の補助金は55%ということで、例えば100万かかったら55万は補助します、45万は出してくださいということですが、この一般コミュニティセ

ンター助成事業を使いますと100万やったら60万ということで、たった5万ですけど、小さな集落ではその45万は大変負担が重たいということで、こんな小さな集落にも対応できるために、できるだけ、通るか通らんか、それは分かんですけど、有効な方法を町としても積極的に活用すべきと思いますが、その点、ご回答をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） この事業については、毎年高知県の地域づくり支援課というところから各市町村に事業の紹介が10月頃来ます。それを受けまして、企画課では各課、全職員にこの事業の紹介をしております。特に地域と密接に関係のある集落担当職員さんも配置もしておりますので、そういった地域での要望も十分アンテナを張って、地域からの要望があれば、先ほど答弁いたしました、非常に、ハード整備の分はハードルが高い分もありますが、ぜひ地域の要望ということで、どんどんとチャレンジをしていきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 今、槇野議員のほうからも二点目で質問がありました、予算書の10ページの農林水産業費の農業振興費。これで一般財源から2,500万円出して、先ほど取組は槇野議員のほうからあった、JA四万十のみどり市の増改築の問題と、併設する農家レストランを新設したいという事業に対する補助金であります。

そこで、今、槇野議員のほうからも、まず商工会への連絡等について質問がありました。そのときの議事録を私、ここに、手元にいただいておりますので、この議事録に基づいて質問をいたしますけれども。

今、課長が答弁いたしました、5月の終わりですけれども、全員協議会で初めてこの事業が議会に、6月の議会に提案をしたいということで、提案等の理由をいろいろ説明していただきました。その場でいろいろな意見が出ましたけれども、賛成という意見は余りその場では出なかった。余りにもこの補助事業、いわゆる3分の2の補助事業ですので、「非常に既存の店に対する影響が大きい」と、こういう意見が3、4人から出ました。私も、当然私の立場からすると、既存の商店に対する非常に関わりの深い問題ですので、そのときにも私の意見を申し上げました。

そのときに、この議事録にも載っておりますけれども、私が二回目の質問のときに、「町

が補助金を出すので、既存の商店街に対する影響等を商工会に説明していただきたい。商工会への説明はぜひお願いをしたいが、その点についてはいかがか」という議事録残っております。これに対して執行部からは、「今までは農協が事業計画を検討してきており、今現在商工会に何の話もないので、私のほうから説明をしたい」という議事録が残っておりますし、今、課長が言ったように、その後、町長が直接行って組合長にお話をしたということですが、私はそのことは確認はいたしてはおりません。

しかし、この議事録見ても、ほかの議員からも同じような質問がありました。直接行政から商工会に連絡して、商工会の内部でいわゆる既存の店に対する影響調査等すべきじゃないか。影響が余りにも大きいということを3人、4人の、そこで議員が言って、その件について、ここに議事録残ってるように、直接商工会へ話をするということですが、今、課長答弁では、農協の組合長には誰かが行ってお話をした。私も確認しました。商工会長にも確認しました。JAの組合長から商工会のほうに連絡があり、商工会が会長に連絡して、組合長から話があるから来てほしいということで、分かった。それでJAのほうに出向いて、組合長と2人で話をしました。そこでの話し合いで、組合長からの説明を受けて商工会長が、「これだったら既存の店には影響がないから、いいと思いますよ」という返事が今の課長の答弁かなというふうに私は理解をいたしております。

そこで、もう一点、もう一回お伺いしますけれども、今言ったように、はっきり議事録に、2名の議員から直接商工会に話をしますということが、皆覚えていると思うんですよ、議員全員は。そこに、何人もの議員にそう言ってますから。議事録にもはっきり残ってますよ。まず、この点。なぜ直接商工会に連絡して、商工会、あるいは商工会のほうから関係する町内の飲食店に連絡して。私はあの場でも申し上げました。「商工会のほうから商工会員の商店の方々に説明をすべきだ」と、「影響が余りにも大きいから、大変なことになる」と。それに対して、連絡をすると行ってしなかった。この理由をまずお伺いをしますけれども、もう一点、3回しか質問できませんので、重ねて別の点で質問をいたします。

これ、町長にお伺いしたいんですけども、一昨日の私の一般質問でも申し上げましたところ、担当課長からはこの事業に対する説明がありました。これは私も聞いております。もう何年も前から女性部が農家レストランをやりたいということは耳に入っておりますので、当然承知もいたしておりました。それで、課長答弁では、実際にJAのほうでこういった協議会を立ち上げた中で、オブザーバーとして1年前から課長、入ってますよね。そこでいろんな協議をされていると思うんですが、これ、私がこの間一般質問でやっ

た、当初予算でこういった事業をやるべきなのか、あるいは6月で出す事業なのか、このことも申し上げました。普通考えると、こういった事業、6月の補正に出すような事業ではないということは執行部の皆さん方、よく分かってるでしょう。1年も前から実際に協議会を立ち上げて、そこでオブザーバーとして担当課長もそこに、席におるんですよ。それで話が行って、そのときの、一昨日の答弁では、この話がまとまったのが4月、ここにありますよね、4月です。何日かは書いておりませんが、事業計画書がここにあります。

これは、いわゆる4月に入ったらもう25年度ですよ。25年度に入って、4月に提案されたということですが、町長、普通、1年も前から実際にこの事業に向けての協議会が立ち上がって、担当課長もそこにオブザーバーとしておる。町長は、基本的にはこういった事業の提案は当初予算ですべきと考えているんじゃないですか。もしそうであれば、25年度当初予算の提案に間に合うようにやはり課長のほうにも話をして、課長からオブザーバーとして出席している協議会の中で、JAの皆さん方に、これは当初予算でやるべき事業であるから、もう少し計画性を、中身を早く詰めて、例えば去年の12月、あるいは今年の遅くとも2月ぐらいまでにこの事業計画を作って、それから、2月にも臨時議会ありました。25年度の当初予算にこういった事業を提案したいけども、議員の意見を聞いたというふうに、遅くともそういった、いわゆるきちんとしたプロセスを持って議員、あるいは先ほど言いましたけれども、関係団体である商工会等にきちっと話をして、事業提案をすべきではないかなと私は考えております。一般質問のときに言いました。私はこの事業に対して頭から反対するつもりは全くありません。しかし、3分の2の補助事業であるからこそ行政が補助事業を進めるに当たってのプロセス、基本的な考え方を一昨日、一般質問で私は聞いたんですよ。そういったことを踏まえて、今の二点の質問にまずお答えいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 農家レストランの事業を進める手順についてでございますが、議員さんおっしゃられるとおり、全員協議会のほうで「商工会との話はついちゅうかえ」というご指摘がございました。私はその日の午後、すぐに農協の組合長のほうへ出向きまして、「実は組合長、議員のほうではこういう非常な心配をされゆうけんど、どうじゃろうかね」という話も差し上げました。組合長は、「うん。確かに商工会のほうにはそういった詳しいことは言うてなかったんで、そしたらすぐに会長のほうと話をする」ということで、

私の目の前で会長さんに電話をして、「そしたら、すぐに来てくれるかえ」という話をされたところでございます。

議員さんおっしゃられるとおり、町がそしたら商工会のほうへそういった指導をすべきかどうかという問題でございますけれども、事業主体はあくまでもＪＡです。ＪＡがそういったところをクリアしながら事業を進める。それに対して、町が第三者に対してこうしなさい、ああしなさいということは、私はいかがなものかなと。そのための事業主体として申請をされてきているわけですから。それと、町長と組合長というトップで話をして、そこらあたりを確認をしましたので、その信頼関係に基づいて、そこらあたりは農協が商工会のほうに話をしていただけたというふうに思っております。

商工会のほうのご意見といたしましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

それと、補正予算じゃなしに、やはり当初予算で上げるべきではないかというご意見でございますけれども、確かにいろんな事業を四万十町が行っておりますけれども、それは昨日、その前でしたか、１８日の議員さんの一般質問にも総務課長のほうからお答えをしましたように、原則は当初予算。当初予算は総合主義で、その年度内に必要なものはできるだけ当初予算で上げるということが、これが原則でございます。が、しかし、国や県の補助金の動向等もありまして、補正で緊急に上げなければならない、そういった事例も多くあるわけですし、全てが当初の予算に載っていないから事業ができないということになれば、これは住民生活に対して、私は非常な影響が出てくるというふうに思っております。行政としましては、やはりそこらあたりを見極めながら、緊急であっても、どうしても補正で対応せんといかんという分については、私は補正で対応して、住民生活の福祉の向上等に資していくのが行政の在り方であろうというふうに思っております。

この農家レストランにつきましては、ずっと以前から農協の女性部を中心にして、何か町中の活性化を図っていきたいという思いが強く出ている事業でして、一昨日も申し上げましたけれども、高速が開通をしましても、町中への人の流れというものはまだ出来上がっておりません。私はこの農家レストランがそういった一つの核にもなるのではないかなというふうな期待も持っております。議員さんご承知のように、十和の道の駅のほうでおかみさん市が週に１回、水曜日、バイキングをやっておりますけれども、そのバイキングに対しては、もちろん地元の人利用しますけれども、愛媛県のほうからわざわざ水曜日に食べに来る。そういった人が非常に多いわけです。私はこの農家レストランについては、これが一つ、何かあそこ行ったらおいしいものがあるよということで、町外からどんど

どんどん人が来るようになれば、それが絶対町内全体の経済的な波及にも効果が現れるでしょうし、そういったところも期待もいたしておりますので、農協のほうとしてもぜひ頑張っていただきたいなと思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 町長、私の質問に対してははっきり答弁がないんですよね。私、二点目の件で、町長として、当然今言われたように、補正でも対応できんことはないんですよね。ところが、こういった新規の、3分の2の補助事業ですよ、1億を超える、1億1,250万の。だから、こういった事業はやはり補正ではやるべきではないと。基本的にほかの議員も、今回の6月議会でいわゆる予算案、財政について厳しい意見が出ましたよね。

そこで、今の町長の答弁に対して、これ、この間一般質問でも私、資料に基づいて質問しましたがけれども、補正は確かに必要ですよ。しかし、どのいわゆる行政関係の書類を見ても、一般的に当初予算の編成時、予期できなかった制度の改革、事情の変更や公共事業費の配分決定によるものが多いと。例えば天災や災害の発生によって必要となった予算措置。国・県補助金、負担金、交付金等の確定が今年度に入ってあったものの変更。あるいは地方債の導入の見通しが確実となったため補正をしないと。あるいは建設事業の設計変更、こういったものができてやむを得ないもの。それから、今町長がおっしゃった国・県に準ずる、例えば公務員の給与改定を行ったものなど。予算編成後、税制や補助制度、財政制度等、法令の改正によるやむを得ないもの。物価の変動等、経済事情の変化によるもの。当初予算の積算を誤っていたため、それを是正するためのもの等が挙げられると。予算の補正をめぐって留意すべき事項を挙げると、回数とかいろんなことがあります。もともと当初予算は、町長がおっしゃられるように、年間の一切の経費を計上し、計画的に支出する建前になっているものであると。だから、こういった災害とか国の制度改革、そういったことで、これまでは補正で出ますよ。

しかし、今回のこの農家レストランに対する、JA四万十の事業に対する、これは1年前から話が進んでいるんですよね。これ、事前に、話そのものは何年も前から、しかし、実際に協議会立ち上げて、執行部も入って協議したのが去年の春でしょう。これ、突然出てきた話じゃないんですよね。だから、先ほど私、町長に聞いたのは、こういったことは補正で出すべき案件でないから、事業内容をもっと急ぐように担当課長に命令して、これ、町長の職権ですよ、間に合うように、当初予算で提案するようにやりなさいということを私、先ほど聞いたんですよ。そういう指示をされたのかということについて、質問ですので、

その点について答弁下さい。

それと、前回の協議会、それから一昨日の私の一般質問の中でも、課長答弁であったと思うんですけれども、私は5月の協議会のことははっきり覚えてまして、ここでほかの議員さんから、今町長が言ったように、地産地消なのか、地産外商なのか、こういう質問出ました。答弁が全く違うんですよね。全く違うとは言い切れませんが、「あくまでもこの事業は地産地消の方向性でやってる」という答弁もあれば、「いや、違います。高速道路が開通しました。人が多いから、もっとよその人に食べていただくための施策です」という答弁もある。いろいろあるんですよね。

だから、その答弁内容もまだ煮詰まっていないかなと、こんなふうに感じたところでもありますし、そのときのどなたかの答弁では、例えば4番議員が、外からもしお客を誘致するのであれば、例を出して、水車亭のことを出して、年間予算を立ててテレビでPRして、来てくださいという年間の予算を計上して企業としてやってると。こういったことはどうするんですかということに対して、今後考えますと。これ、予算が通ってから、後のことは今後考えますという答弁しましたよね。そういう誘導であるとか、そういった宣伝経費、これ、入ってないでしょう。そういったことも含めて、この事業が通ってからJAさん、それからいろんな関係の方と協議をして、いわゆるこれ、通ったら後のことは協議しますという、そういう説明したけれども、これ、間違いなく私ははっきり覚えてます。だから、そういったやり方。予算を通しておいて、問題は後送りにして、後からお互いで協議しようというやり方。これは行政としてのやり方、おかしいですよ。

だから、何か問題点があるのは事前協議。これ、利害関係が発生しますから、私、今回取り上げたんですよ。だから、事前にそういった利害関係のある団体、団体の組織の中のメンバーと十分に協議をした上で議会に提案してくるのが、これ、建前でしょう。これ、執行部の皆さん、ほとんどがそう思っていると思うんですよ。だから、今回のことに関して、先ほど言いました。事業そのものに反対してるわけではないんですよ。あくまで補助事業のいわゆるプロセス。特に今回のような、商売ですので、そういう利害関係の発生する場合には慎重に事前協議をして、議会にも町民にも、それから関係するところにも説明した上で、当初予算でやっていただきたいというのが私の考えですけれども、その点についていかがでしょう。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 確かに議員さんおっしゃられる補正予算の考え方というのは、基

本的には私はそうであろうというふうに思っておりますが、ただ、おとついても総務課長のほうから申し上げましたとおり、国も大型の補正を出したり、あるいは県のほうも出したりします。これまでも、四万十町も9月の議会、あるいは12月の議会で、大型の補正予算を組んで、新規の事業をそのときに提起をしてまいりました。議員さんもお承知のように、国の経済対策、そういったものについては繰越しができるということで、12月に大規模な補正予算を組んで、それから事業を煮詰めていって、事業実施をしていくというパターンもこれまで何回も取ってまいりましたし、そして、JAのはた、あるいは森林組合等に対しても、議員さんに本来でしたら十分な協議もして、段階を踏んでいかなければならない事業もあったかもしれませんが、これまでも例えばユズの加工所、それから、あるいは森林組合の大型の非常に高価な林業の作業効率化のための機械の導入、そういったものについては県が2分の1付けるので、町として残りの6分の1を付けてくださいという要望があって、補正で組んできた歴史も、経過もございます。

今回のこのみどり市、そして農家レストランにつきましても組合長のほうからお話がありまして、どれだけ町は支援をしてくれるかねという話でしたけれども、これまで町としてはJAはた、そして森林組合に対しては、県の補助金が2分の1あるとすれば、それに6分の1を継ぎ足して、最大3分の2を出してきましたので、その方式にのっとって、ほかとのバランスもあるので、これで町は2,500万出しますと、この枠内で頑張ってくださいねという話もさせていただいたところでございます。

議員さん、確かにおっしゃられるとおり、当初予算というのは年間総合予算主義でございますけれども、それは、今の行政の中ではそれは基本原則としつつも、先ほども申しましたように、国・県の補助金、そういったものが出てくるとすれば、それを有効的に活用して、少しでも町の一般財源の持ち出しを少なくして、次の非常に冬の時代を迎える町の財政を見ながら、有利な補助事業を導入しつつ、できるだけ持ち出しは少なくするという形で行きたいというふうにも思っております。

今回のこの事業につきましては、県が産業振興計画補助金5,000万付けていただくと。大体26年度の、県も予定をしておったようではありますが、農協のほうがどうしても、庁舎が向こうへ移転をする、そのときと一緒にオープンをしたいという思いもございましたし、また、先ほど申しましたように、高速の開通があった。しかし、その人の流れがなかなか町中へ来んということも、私も十分にそこなあたりは認識をして、何とかせんといかんねという思いもございましたので、農協がそういった動きがあれば、それにのっとり

て町の活性化を図るほうが得策であろうという判断の下で行ったところでございます。

あと、地産地消の関係については担当の課長のほうからご答弁を差し上げます。

（15番下元昇君「議長。その前に、先ほど質問した商工会への連絡するいうたことに対する答弁と、それから町長から担当課長に、年度内にやるべきじゃないかという、そういった指示を出したのか。その答弁が二つともない」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 商工会につきましては、先ほども申し上げたように、これは事業主体はあくまでも農協でございますので、農協がそこあたりは調整を取ってもらわんといけません。

全く関係のない商工会に対して町のほうから指導をするなり、そういったことは私はできない。これまでのいろんな事業の中でも、事業主体に対しては、ここの部分は調整をしてください。それが難しいとなれば町が間に入りますけれども、あくまでも事業主体の責任であるというふうに思っております。そうしなければ、いろんな事業を町がやっているわけですが、全てについて町が調整をするかということになってきますので、そうなれば事業の進捗と、推進というものは私は不可能であろうと思っております。あくまでも事業主体、それも農協という準公的な団体でございますので、そこは信頼関係に基づいて、農協の組合長と、それから商工会の会長とがトップで話をするということでしたので、そこを信頼をしたということでございます。

それからもう一点、どうやったかな。当初予算に向けて、担当課長のほうにそれを指示をしたかということでございますが、それにつきましても一昨日、課長のほうから経過をずっと時系列的に議員さんのほうにはご説明を差し上げました。この事業についてはずっと議論もしてきたところでございまして、農協のほうから話が来たのが4月の末か5月の初めだっただろうと思います。ですから、私は当初の予算の段階ではこういった動きがあるということは承知をしております、何か町のほうが支援ができないかという思いはございましたけれども、当初予算を計上する段階ではそういった時期的なものではございませんでしたので、担当課長のほうには指示はしておりません。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうからは、地産地消なのか、また、地産地消なのかあいまいであるということでもありますので、その点と、それから、あとの何と言いまし

ようか、対策と申しましょうか、そういったことについても申し上げたいと思います。

まず、地消地産なのか、地産地消なのかと。似たような言葉であります、地産地消と  
いいますのは、地元で取れるものを地元で消費しましょうという考えでございます。地消  
地産といいますのは、地元で食べるものなどは地元で作っていきましょと、一步踏み込  
んだ施策でございます。それで、J A四万十のほうの計画のほうも、地消地産という立場  
で計画をなされております。そして一方、町のほうの施策はどうなのかということであり  
ますが、これは町のほうが、予算資料の3ページの右下のほうに、「総合振興計画の施策大  
綱別位置付け」というのを示しておりますが、皆様方に認めていただいております総合振  
興計画の中の基本構想の基本理念を受けまして、基本計画の大綱といたしまして、3番の  
1番「人と自然に優しい農業の推進」という項目がございまして、その中に「ア」という  
項目がございまして、「地消地産と地産外商による農業生産・販売体制の推進」という項目  
がございまして、これを受けて事業展開するつもりでございますので、町の立場といたしま  
しては地消地産、全く農協と同じ考えで進むものでございます。

それから、この施設ができた後、町中へ人を呼び込むなどの対策がなされてない、予算  
なども上がってないというようなご指摘もあったと思いますが、今回の補正予算につきま  
しては、あくまでも県の産業振興計画に基づく補助事業、この補助金を上げていなければ  
県の補助を受けることができませんので、まずは県の補助金を受けることを大優先して、  
それに町の補助金も足して、必要最小限の補助金のみの計上とさせていただいております。  
あとの観光対策とか商工業の対策などは、今回の補正予算のほうには上げておりません。  
今回はあくまでも必要不可欠な県の補助事業を導入するに当たっての必要な予算、それ  
に加えて町の思い、そういったものを乗せた予算でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 最後になりますので、私の質問に対して明確な答弁をいただき  
たいと思うんですけれども。

今の町長の答弁を聞いておって、これだけ影響があると多くの議員から意見が出ました。  
私一人じゃないんですよ。何人もの議員から全員協議会で影響が大きいと。だから、事前  
に話を、協議できるところは協議して事業展開をすべきじゃないかということがありました  
よね。ところが今の町長の答弁を聞いていると、あくまでこれ、主体はJ Aだから、商工  
会関係ないよと、そういう乱暴な発言ですよ。

私が言っているのは、J Aのやることに對して反對するつもりはないですよ。しかし、私の立場からすれば、商工会長を8年もやってました。そういう立場、今、役職を離れますけれども、やはり私の立場から言うと、商工会の、知った町の中の食堂や弁当屋さんの人の日々を見てます。非常に厳しい中で、これは後でまたいろいろ話させていただきますけれども、そういったことがあるんで、農協がやることやき商工会関係ないよというような言葉は町長、ちょっとほかの事業とこれ、違うんですよね。私はちょっと乱暴かなと。提案したら、議会通ったらいいじゃないか、この論議と一緒にですよ。

今の状態ですと、確かに町長、当初予算に出すべきもんも、補正でやったら通るでしょう。しかし、この間から聞いてるのは、当初予算でやるものは、あくまでも当初予算でやるべきじゃないか。急に、町長も、あのとき、言いましたよね。ほかの事業も含めて、学校の跡地問題とかのやりとりの中で、補助金ありきの予算提案には考えるところもちょっとあったということ、あのとき言いましたよね。だから私が言ってるのは、事業主体はあくまでJ Aはたであり、四万十町森林組合、今回はJ A四万十ですよ。しかし、余りにも事業内容が、既存の店に対する影響が大きいからこそ心配して私は言ってるんですよ。だからちょっとね、余り制度ばかりに、事業主体がこうだからほかは関係ないというような言い方、もし商工会の方ね、これ、テレビ見てましたらちょっと怒りますよ。そんなことは、やはり言葉に出すのはやめていただきたいと思う。

それと、なぜ私が、協議会の後で商工会へ電話しました。ここに、議事録あるように、商工会にも電話をしますという2人の、私と3番議員の質問に対して、2回とも「商工会に連絡します」という答弁があるんですよ。だから、私は終わった後すぐ商工会へ連絡して、行政のほうからこれこれに対して話があるから、十分関係の店に話をして、取りまとめて、J Aと協議して返事をしなさいということ、その日のうちに私は商工会へ言ってるんです。返事を聞いて、執行部の返事を聞いて、商工会に連絡をしますと言ったから私は商工会へ連絡したんですよ。だから、片道通行で、J Aのほうから商工会会長へ言って、その2人だけの話で、それが返ってきて、商工会の了解を取ったということにはならんでしょう。だから、商工会の内容でいいんですが、そこは内部の問題ですから。

最後に一点。この間の一般質問でも言いました。今回、農林水産費の農業振興費で出ます。このやはり予算編成のときには、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合と、先ほど町長が言った公的な大きな機関ですよ。こういったところへの助成金等には、本当に必要性があるのか、合理性があるのか、こういったことを考えた上で予算執行、提案をせんと

いかんがでしょう。書かれてますのでね。だから私は、何回も言うようすけれども、本当に必要性はＪＡ側から見たらあると思うんですよ。だから私もそれ、否定するわけではありません。しかし、余りにも影響が大きいから、合理性が、これ、既にできた提案なのかというところ、また聞きたいんですよ。だから、事前協議というのが絶対必要なんですよ、こういった利害関係の起きる場合には。そこを私は聞いているんですよ。時間がたちますのでこの辺で終わりますけれども、その点についてもう一度答弁願います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） お答えをしておきますけれども、私は決して、事業を行う上で、その事業主体に補助金を付けたので町は一切責任を持たんと、そういった発言は一回もいたしておりません。

これまでもいろんな事業をやってきましたけれども、町のほうでこの事業をやることによってこういう影響があるのではないかなということについては、前もって調整なりをやっていく、あるいは事業主体に対して、この辺は注意をしてってくださいよということも申し上げてきてます。

今回のこの事業については、確かに農協の組合長のほうにその日の午後、私が行って話をしまして、あと、農協の組合長と商工会の会長との話がついたということでした。後日、商工会の総会がございましたので、私はその場で会長さんに、「会長さん。実はこうこういうことで非常に心配もしゅうがじゃけんど、どうじゃろうね」という話もしましたところ、それについては一昨日課長が申し上げましたとおり、会長のほうからは、町全体へ人の流れを呼び込む、そういったことになれば商店街の活性化にもつながるので、それはえいがじゃないかよという自分も判断をしたと。そういうことで組合長のほうにもお答えをしたということでございました。

それから必要性、また合理性ということでございますけれども、この必要性については議員さんおっしゃられるとおり、農協の内部のほうで、理事会でずっと詰めてきて、地域の活性化、あるいは地産地消、そういったものについて推進をするためにこの事業良からうという、農協の理事会が結論を出してきて、町のほうにその支援の要請があったところでございます。

町としましても、私も先ほども、何回も申し上げておりますように、高速道路が開通をして、町中の流れというものが一切できてませんでしたし、それから商店街の活性化。今、非常に危機的な状況になっております。窪川の町中の本町、吉見町。しかし、そこが、こ

のまま何もせずに置いておくよりも、何かにチャレンジもしながら活性化を図っていく。それに対しては行政のほうも責任があるわけでございますけれども、農協なり、また、いろんなところが町中の活性化に向けてそういった取組をしていただけるとすれば、それは町も一体になってそれを推進をしていかなければならん。そうずっと思っていましたので、そのことについては町としても推進をしていく必要があるという判断の下で、今回補助金を出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 一つだけ関連の中ですが。

よく下元昇議員は、ある人が、大正の人が、十和の人が、過日の一般質問で出ましたけれども、いわゆる先月の協議会というのは公の場の話ではありません。協議会というのは。それを会議録があるが、それは反対の意見を述べれば別ですけども、だから、3番、4番というのは、協議会の場で言うたこと、はや「3番も言いよった、4番も」言われて名指しをされるわけですね。これは僕はずっと聞いておって、これはおかしい話。それは公の場で議員が言うたことは責任を持って、これは言わないかんです。しかし、私的な、いわゆるお互いの話の、公的な場でないのを上げて、個人的な名前を上げられて、私はどうかなというふうに思いますので、そのことだけ一応の配慮をお願いしたいという点と、私が先月の協議会で言ったのは、決して商工会に話をせよじゃなくして、私が言ったのは、やはり商工会の、そういった影響のある自営業の方々にはやはり説明をしっかりとすべきだということは言いました。決して私は町長に「商工会の会長に話せ」というつもりで言ったつもりはありませんので、昇さんの、下元議員と私は見解が違いますのでね。そういった意味で、町長はすぐに、その日に農協の組合長に言ったということですので、私はそれは了としますので、昇議員が私が言ったという、「3番議員も言うた」という話は全然違いますので、言い方が。私はそのことは了としたいと思っています。

それと私、一昨日も歳入の中で、町長に合併特例債の件でお聞きをしました。資料の8ページに、初めて最後のほう、予算資料を見させていただくと、25年度末の特例債の借入額がトータルで今75億4,000万。

○議長（宮地章一君） 田邊議員、関連質疑になりますか。

○3番（田邊哲夫君） いや、違います。

○議長（宮地章一君） この補正に対しての関連質疑になりますか。

○3番（田邊哲夫君） そうですよ。予算資料に付いてますんで、それに関連して。だから、その事業がここにありますが、6月補正の中にも。だから、そういった意味でお聞きをしたがですが、いかにやめます。

○議長（宮地章一君） いや、構いません。補正全体の中の質疑です。

○3番（田邊哲夫君） そういった中で、はや6月補正の中でも、年度末でこれだけの補正がちょっと組まれようとしていますね。

となると、27年度末で、今後もますますこの事業の中で、当然過疎債も適用せないかんわけですが、特例債の事業、はや年度末で75億。なると、その以降も一切使わんという話にはならんし、その点についてお聞きをしてみたいと思ってます。

というのは、全然その財政計画と、どんどん太ってますんで、その点をお聞きをしてみたいということと、併せて交付税が、今回の補正の中で3千200万ほど補正をされました。今回補正をされたあとが66億7,000万程度ですが、財政計画の中では、25年度の末の交付税額が69億程度というふうに計画では載っているわけですが、来月にはやはり地方交付税の中で特交を除く交付税が決定をされると思うわけですが、今後、特交も含めて、年度末には財政計画にある69億程度は確実に見込める中で事業を展開されているのかについて、お伺いをしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 交付税のことと、それから合併特例債の二点ご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず交付税のほうからご説明させていただきたいと思います。

財政計画のほうで69億という見込みということのご指摘がございました。これについて、7月に毎年交付税が決定をいたしますけれども、そういったところで今後しっかり見込めるのかどうかといったご質問だと思いますけれども、今計上している交付税のほう若干見込みよりは実際には少なくはなっていると思いますけれども、実際、例年、24年度の決定額が66億5,000万余りになっております。地財計画等で若干今年は減ることにはなっておりますけれども、前回3月の補正のときにもご説明をしたように、こちら、本町につきましては公債費で交付税に算入される分が幾らかございます。それが1億以上ちょっと今年は増えるということもありまして、金額的には例年度並みに見込めるのではないかなというふうに考えております。ただ、同じように、申し上げたように、

交付税が増えても、結局その分、償還額が増えますので、そういったところで実際に使えるお金がしっかり見込めるのかどうかといったところについては、しっかりと気を付けながら動向を見ていきたいというふうに考えております。

それから合併特例債についてですけれども、こちらのほう、合併特例債と含めて、起債総額そのものが実際に２５年度、借入れが大変多くなっております。

こちらについて、中期財政計画との差額をちょっと見ておりますけれども、これが２５年度末の起債残高で約１２億ぐらい増えております。これ、一般質問でもお答えしたかと思っておりますけれども、その内容につきましては地震とか津波対策、そういったものも合併特例債で５億９，０００万ぐらい増えておりますし、また、当初予定しておりませんでした大正の総合支所。こちらも合併特例債を使う予定しておりませんでしたけれども、これで２億２，０００万ぐらい増えております。それから、そのほか本庁舎、汚泥再処理センター、そういったもので若干増えております。

それ以外のまた起債のほうでも、合併特例債以外でも、例えばふるさと融資の貸付資金。こちらについては四万十うなぎさんの養鰻場の関係で去年計上いたしておりますけれども、５，０００万の貸付け。これについて起債を借りております。当然、起債の残高として５，０００万増えておりますけれども、この元金については四万十うなぎさんのほうから全額償還されますので、起債の額は増えても実際の負担はゼロということになっておりますし、それ以外にも国の補正予算で起債を借りたもの。こちらについては元金の交付金ですとか、それから交付税算入、そういったもので措置されるものもありますので、実際１２億という、計画から言えば１２億ぐらい増えておりますけれども、実際の負担としてはそれほど増えてないというような状況になっております。

合併特例債だけ見ますと、２６年に若干まだ起債の計画が残っております。これについては志和地区の防災関係の計画ですけれども、それを終わったら、以降は合併特例債の予定はございません。ですので、計画どおり進んでいくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 今、財政班長のほうから答弁いただきました。大体詳しく答弁いただきましたので、内容的には分かりましたけれども、計画にないのがどんどんどんどん、様々な事情の中で特例債を使ったり過疎債を使ったり、同じような、有利な起債には間違いないわけですけれども。かといって、有利な起債というだけではなくて、やはり借金が

残っていきますので、ずっと、特に9ページを見ても、合併以来大変、今年度の地方債の見込額も含めて残高も多くなるわけですので、今後の財政運営についてはしっかりと注意をした、町長、財政運営をお願いをしとかんと、計画がないのを有利な起債起債ということだけではないように、町長、ひとつぜひお願いをして、積極的な事業にしていきたいということを申し添えて終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 商工観光課のほうにちょっとお聞きをしたいと思いますが、課長が代われば必ず私は質疑をするというのが大体得意ですので、お伺いをいたしたいというふうに思います。

今回、国の緊急雇用対策の関係で、だんだんと、今、国のやつはないわけですね。そういう中で、町単独で、これまで過疎地域自立促進、推進……、自立促進産業振興基金繰入金。こういう形で基金を積立てた中で、こういう雇用の創出に向けて取り組んでいるということですが、今回補正予算の中で出しておりますが、これまで12業者、雇用者28名と、こういうことになっておりますけれども、これは商工条例の中で以前から検討して、こういう形で出てきておりますが、これまで、今回も新たにまた出ておりますけれども、途中でこういう事業が、例えばやめたとか、あるいは個人がこういう形で雇用されていただけれども長続きしないとか、そういうことはなかったですか。まずそれをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

ご質問のありました四万十町雇用創出事業の中のことだと思いますが、23年度からこの過疎債使用しましてやっております。その中で、23年度から事業を進めて、申請をしていただいて進めている事業所のうち、この25年度に入りまして、1事業所のほうからちょっと現在中止という形のことがありまして、今、交付規則にあります中止届をこの月末ぐらいに出していただくというようなところが1件、1事業所あるところです。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 事業として、私は非常にこれは雇用創出ですのでいいと思いますが、ただ、そういう場合に要綱があろうかと思いますね。この中で書いてありますけれども、いろいろその部分、私も知りませんけれども。以前にも、例えばIターンとか、

あるいはＵターンとか、そしてまた、新たに店を出したりとか、いろんな事業の中、展開の中で、いわゆる３年とか５年とか、そういう期間の中で一定の、やめられたとかそういうことがあろうかと思います。しかしながら、事業所からはそういう届け出がされて、そういう形でやっているのか。それとも行政のほうからある程度報告を求めるといいますか、例えば３年という事業、あるいは５年の、要綱の中でやっている場合は、行政としてはどういう対応を取っておられるのか。例えば担当課のほうで１年に１回ぐらいはどうなっているのか、あるいは調査しているのか。そしてまた、そういう形で３年、あるいは５年以内に、その期間以内にやめられたところについてはどうしていくのかという、そういうちゃんとしたことをやっておられるのかどうか、そこがちょっと心配だったもので質疑をいたしました。そういう点はいかがでしょう。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えをいたします。

この事業につきましてはご承知のとおり２３年度からということで、今現在３年目を迎えております。

その中で、交付要綱の中でも、その事業を中止、もしくは廃止する場合に届けをしていただくということで、あらかじめ事業所のほうには確認をさせていただいているところです。

一応申請を受けましては審査会という形で、事業内容のほうも審査させていただいて、逆に中止、廃止の届けがあった場合も、その審査会の中で審査もさせていただくところです。

毎年度初めに事業申請なり事業計画を上げていただいておりますので、その中で十分聞き取りもしながら事業を進めていってるところです。また、これが、この事業を活用して、長期にわたって当然雇用も含めて事業展開されていくというのが一つの目的でございますので、その辺は十分検討させて、頭に置きながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（１７番酒井祥成君「分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

橋本保君。

○９番（橋本保君） 私もＪＡ四万十に対する補助金の在り方について、やはり質疑を試みたいと思います。

下元議員からもるるあったわけですが、今回の事業につきましては、いわゆる商工会に

対する説明責任が果たして十分なのかなというふうな疑問が一点あります。

というのは、調整をしなくてはならない状況があるときには、町長は調整をしていかななくてはならないというふうな答えを出していただいたわけですが、今回の事例については、これだけ侃侃諤諤議論が出てくるような中身について、町が一定調整をしていくのが普通ではないかなというふうに考えるところですが、その点について一点お伺いをしてみたいというふうに思います。

それからもう一点は、補正の計上の仕方についてであります。これも下元議員からいろいろ指摘をしてきたところであります。私も最近非常にこういう補正、あるいは予算の計上の仕方があるのではないかなというふうに思っております。今後においてもこういう補正とか予算計上の在り方について、継続してこういう、例えば国とか県の補助金がいいのがあれば、それをどんどん取り入れてということを町長が言われましたけれども、やはり計画性を持って物事にはやっていかんと、ただこういう国・県の補助事業があるからやるんだということだけではなくて、やはり例えば年間、あるいは振興計画にのっとって計画的にやっていくのが通常ではないかなというふうに思っております。そういったことを含めて、今後もこういうような状況の補正の仕方があるのかどうか、やはりその辺も含めてお答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 商工会との調整ということでございますが、さきの議員さんにもお答えもさせていただきましたけれども、そのことについて全員協議会のほうから指摘を受け、すぐに農協の組合長のほうにお話もさせていただきました。

それから農協の組合長に「その辺は十分調整をしとってくださいね」という話も差し上げて、農協も早速それについて対応していただいたところでございますが、仮に会長さんのほうから、「いや、こういった事態が想定をされるので、それについては町としてもこういうところを努力をしてもらいたい」という話がもし仮に出たとすれば、私はその点については町も入ってやるべきであったろうというふうには思いますけれども、商工会のほう、会長のほうは、先ほども申しましたけれども、この事業全体が窪川の町中の活性化につながるような方向性、そういった可能性も持っているので、農協としてもその辺を十分努力もしてもらいたいという申入れを行って、「ほかは問題なかろう」ということの返答も受けたということですし、そして商工会の総会の後にも私も会長さんと話をさせていただければ、会長のほうは「特にそれは前向きな取組じゃけん、えいがじゃないろう

かね」いう返事もいただいたところでございまして、それやったら、農協・商工会、互いに連携しながらこの事業が行われるものというふうにも理解もしたところでございます。

それと補正計上の仕方でございますけれども、私もずっとこれまで自治体の職員として長年勤めてきた経験もございますが、やはり当初予算、これは年間総合主義でいく。自分の部下等にも、それは注意をしておくようにということですとずっと指導もし、そして自分自身もそういう思いで予算編成を行ってきた経験もあるわけでございますが、特に近年は、私がやっていたころは国の経済が非常に落ち込んでおりまして、大型の国の補正とかいうものが出てこんかったわけですが、近年、非常に景気の落ち込み等で国が地域経済化対策、臨時のそういった事業が非常に多く出てまいります。全体として非常に追加で出す事業が多いな。特に年度末、平成23年度末、24年度末のこの2か年で翌年度へ繰り出すべき金額については非常に多額に上っておりまして、これでえいかなという思いもするところでございますが、やはり予算を作り上げていくという上では年間総合予算主義、それで行くべきであろうという、その基本的な原則は今後も私としても堅持もし、そして、事あるごとに職員のほうにも指導もしていきたいと思っているところでございます。

一つは、やはり国・県の動向がどうなのか。そういったところを早め早めに把握をする必要があるかと思えます。それが遅れれば、どうしても当初予算で計上できたものが補正で計上しなければならないという事態にもなってきますので、いろんな新聞等、あるいはインターネット等で職員自らそういった情報の収集に努めて、こういった予算がどうも確定しそうなと、事業が出てきそうなということになれば当初予算で計上しておって、あとは財源内訳の構成で行くとか、そういったところも必要であろうというふうに思っております。現在のやはり補正予算、大型でどんどん出してくるということについては、これは今の国・県の予算計上の仕方等も絡んでくるわけでございますけれども、決して好ましい予算編成の仕方ではないというふうに思っておりますので、今後とも年間総合予算主義で頑張っていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 大体のことは分かったわけでありましたが、ただ、商店の皆さんも、商工会の商店の皆さんも死活問題と今回の事案は捉えているわけであります。

そういった中で組合長、あるいは会長と相談をしたから、これでいいんだというふうな考え方は若干甘いのではないかなというふうに思うわけであります。やはり商工会の皆さんが死活問題と捉えている以上は、やはり町長として住民に対する説明責任もそこにあつ

てしかるべきではないかなというふうに私は思うところであります。

また、言われなければやらないということではなくて、そういったやはり住民の皆さんに対する配慮がないといけないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともこれからの事業推進に当たっては、そういう配慮をしていただきたいというふうに思います。

それから補正予算についてとか予算計上については、基本的にはこういった方向で、当初予算を基本としてやっていくということであります。やはり議会に対して説明責任があると思うわけですね。ですから、早め早めにやはり国・県の情報をつかんでやはり予算計上をしていただかなくては、議会としても対応の仕方がないというところがありますので、私たちもやはり住民から選ばれた議員であります。住民の声を町政に反映をしていくのがこれ、筋でありますので、やはり早めにそういう情報をいただいて、執行部としっかりとした議論をやって、こういう大型事業はやはり進めていかななくてはならないというふうに思っておりますので、今後においてはそういうことをぜひ気を付けてやっていただきたいというふうに思います。答弁を、あればお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 今回の事業については、そういった面で行政としても配慮が足りなかったかなというところで反省もして、今後の経験として生かしていきたいというふうにも思っているところでございます。

また、補正予算の計上の仕方につきましても議員さんのご指摘のとおりでございまして、先ほどから申し上げましたとおり、年間総合予算主義、そういったものを前提として、そして新しい国・県の動き等があれば、それはまた逐次議員さんのほうにも相談をして、この事業に乗るような新しい何かそういった取組はないだろうか、あるいは町としてはこういうことも考えているがというふうな情報交換も行いながら事業展開をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 私もこのJA四万十の地消地産の事業について、関連しての質問ですけれども。

どう言いますか、かなりエキサイトした議論しゅう背景には、地域の空洞化現象とか、従来の街分がドーナツ現象で落ち込んじゅう現実があるわけです。これ、来年、駅前に庁舎ができて、町内外からたくさんの方が多分入ってくると思っていますので、それに対して非常に期待をしているわけです。3年前からモ・ヒ・カン事業ということで、町の活性

化ということで、空店舗とかその他いろんな事業を展開されておりますけど、この庁舎ができてから、さらにそれが活性化できたらいいなと思っております。

このＪＡのそういう事業を、本当に外から多くの人、入ってもらうためにはやはり上手に誘導する必要があると思います。どう言いますか、国道を通過している方、あるいは３８１号線へ行きゆう方がどうも町の中に入ってこない。ここをどういうふうに上手に誘導するかという点では、この農家レストランが有効に働けばいいと思います。ただ、言うたら、構えとしては妙にちょっとちまちまという感じで、やはり、どう言いますか、交通整理せないかんほどどんどん誘導する必要はないですけども、的確にうまく誘導する手だてが必要ではないかと思っておりますけれども、その点、これからの事業を全て展望したときにどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 今回のＪＡ四万十による農家レストランは議員さんおっしゃいますように、町中への集客力の期待できる施設であると考えております。やはり町中に足を運んでいただくためには、ＪＡ四万十が行う農家レストランの評判が良くなければなりませんので、まずはＪＡ四万十のほうに頑張ってもらって、農家レストランはもとより、みどり市というものの改修も含めての補助金を計上させていただいておりますので、そういった品物の品ぞろえとか品質とか、それから新たな農家レストランの評判、そういったものが世に知れ渡って、そのことにより町内、街分へお越しいただき、それだけではなく、いろんな観光などでの宣伝などもしなくてはならないわけなんですけど、まずは町、それからＪＡ四万十が地消地産という思いで、農業の、農家の所得を少しでも上げていこうという施策を基にやっている事業でありますので、それを大いに生かして店を充実していただき、そして観光客の皆さんに認められるような活動を大いに期待したいところでございます。そういったことにより必ずや町中に人が訪れてくれると思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 私のほうからもお答えをさせていただきますが、私が非常に期待をしておりますのは、農家レストランももちろんですけども、これまでのみどり市の実績でございます。四万十町は農林水産物の宝庫、高知県の中でも最も食材が豊かというふうに言われております。これまでのみどり市の店舗を拡充もすることにもなっておりますが、四万十町の持つ豊富な農産物、そういったものを勢ぞろいさせて、あそこへ行けば

何でも手に入るよと。

私も時々県外のほうへも出掛けていくわけですが、何かそういった直販所があるという情報があれば、そこは必ず寄ってみようかという気になりますので、そういった、あそこ行ったら何かある、あそこ行ったら面白いとか、そういったところも大いに宣伝もしながら行かなければならないというふうに思っているところでございます。

J A四万十のほうもみどり市の拡張については、十和・大正のほうからも、それはJ Aはたとのまた関係も出てこようかと思えますけれども、十和・大正のほうの農産物も入れ込んで、もっとボリュームアップしていきたいという思いもございますし、そうなれば四万十町全体の農産物がそろいますので、四万十町の台所ということでどんどん売出していけば、町外からも必ずやここへ訪れていただいて、そして、農家レストラン等も利用もし、また、町内のいろんな、どんぶり街道であるとか、非常にレストラン等々もインターネット等で見れば、四万十町のそういったレストラン、食堂、そういったものは、おいしいものがそろっているということで一つのブランド化ができておりますので、そういったところへの人の流れもできてくのではないかなというふうにも思っているところでございます。ぜひ、J A四万十のほうもそういった思いの下でみどり市のでこ入れ、そういったものも積極的に行っていただきたいなというふうにも期待もしているところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

ちょっと注意をしたいと思います。予算の質疑ですので、一般質問にならんように注意をしていただきたいと思います。

○19番（岡峯久雄君） 気を付けたいと思いますが。

議案第53号の一般会計補正予算資料の4ページの上段です。鳥獣被害緊急対策事業ですけれども、「有害捕獲に従事する者を対象に狩猟免許予備講習会受講料、また、銃所持許可を取得する際の経費について助成をする」ということです。これ、以前から国の事業で対応をしてきたという経過がありますけれども、今回は県の新規事業ということであります。

補正の内容が下にありますが、その中にありますが、その二点について。実際の受講料はそれぞれ幾らの経費を要するのかと、それから、それぞれ受講料の2項目とも上限額を設定しておりますけれども、これについては、例えば受講者が予定をオーバーした場合、これは県の予算の範囲だけで調整するのか、あとまた町がいずれかの方法を

考えるのか、その点についても伺いたいと思います。

それとその下段の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業です。これについても、シカ、イノシシの被害がますます増えております。農林家が大変な思いをされておりますけれども、以前からシカ、イノシシとも8,000円の報償費が出たかと思いますが、この補正内容に頭数、また金額、1頭に対する8,000円、それぞれの予算が出ております。再度確認したいので、8,000円の上にまた8,000円で1万6,000円なのかとか、その分についての細かなちょっと説明をお願いしたいと思います。

それともう一点、三点目です。5ページになりますが、観光案内板等整備事業です。「町内の主要な施設を紹介する観光案内の看板を設置し、町内での周遊を促進する」ということですけれども、別添の資料に設定の予定位置についてはありますので、内容は分かりますが、例えば主要な施設という捉え方というのは、ちょっと議員にしても、例えば町民の方々にしても何か多分様々やないろうかと思うがですね。それをやはりこういう場で再確認をしたいので、町内の主要な施設とは、商工観光課としてはどういうふうな考えなのか、その点についてをお伺いしたい。その三点についてお願いします。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは予算資料の4ページ上段でございます。鳥獣被害緊急対策事業についてご説明を申し上げます。

この事業、大きく二つに分かれております。一つは狩猟免許試験の予備講習への受講料、これへの支援でございます。もう一つが射撃教習、鉄砲を持たれてる方の射撃教習への受講料への助成でございます。

まず、上段の予備講習会の受講料と申しますのは、わなの免許などを取る場合に、その免許の事前に予備講習を受けるわけでございます。これは高知県の猟友会が実施しているわけございまして、この講習料7,000円を全額補助しようとするものでございます。

それから、その下のほうですが、これは、鉄砲を持っている方は、先ほど申し上げましたような狩猟の免許以外に銃の所得許可申請というものを出さなくてはなりません。その際に射撃教習というのを受講しなければなりませんので、その分の3万7,000円、これも全額ですが補助するものでございます。

なお、この人数につきましては、狩猟免許については50人ということになっておりますが、50人受けてくださればうれしいわけなんです、実績等を見据えますと、大体25、6人程度の実績であります、町といたしましては大いにこういうのを活用して、免

許の数を増やしていきたいというふうに考えてます。それから、射撃教習の受講料の人数は10人ということを一応設定させてもらっております。

それから4ページの下段のほうへまいりまして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業でございますが、これは国の新たな制度でございます。現在まででございますが、今までは、今までというよりは、現在は狩猟期間以外、今の時点ですね、狩猟の期間以外については捕獲の許可を出した方が、捕獲したイノシシ、シカの頭数によって報賞金が出ているわけでございます。イノシシであれば1頭6,000円、シカであれば1万円という捕獲の報償金が出ております。そこで、国のほうも、さらにそういう被害が大きく出ておりますので、そういうことに上乗せをいたしましょうというのがこの事業でございます。それで、イノシシ、シカともに8,000円を上積みしようとするものでございます。

ただ、国の事業、大変条件が厳しゅうございまして、現在の制度でありますと、イノシシはしっぽを役場のほうへ持ってきたらええわけですが、シカの場合は両耳であるわけですが、この新しい事業につきましては、イノシシであればしっぽと両耳と牙。それを、現地で写真を、本人が入って、イノシシの右側、左はいかんらしいです、右側にペンキで日付、それから狩猟した、猟をした人の名前など書いたものを写真に収めて、それと先ほど言いました部位を役場のほうに持ってきていただいて。そうした方やないと、これ、出せんということになりまして、そういうことができないということであれば、従来のイノシシであれば6,000円という形になろうと思います。そういう大変条件が厳しいわけですが、国のほうは少しでもこういう捕獲体制取っていききたいということで、新たな施策となっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

この事業につきましては、西の玄関口に値する十和のほうへ案内板はさせていただくという形で、この事業自体も四万十町のほう、大正、それから十和・窪川と十分に回っていただくというような形の意味もありまして設置をさせていただくところです。

それで、ご質問のありました町内の主要施設というところですが、一応現在、3か所の道の駅、それから十和のほうにつきましては交流センター、それから大正につきましてはウエル花夢・大正、それからホビー館。それから窪川地区へ入りまして松葉川温泉である、それから興津の海水浴場といったところを計画しておりますが、これから、予算を認めて

いただいたときに実際の内容についてはさらに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは反対討論に入りますけれども、反対討論をするに当たり、議員の皆様がいま一度ご理解をいただきたいのは、一昨日の一般質問でも質問をいたしましたけれども、私は行政を執行する立場にある執行部の皆さんに対し、当初予算と補正予算の提案の在り方は本来どうあるべきか、提案をするに当たってのプロセスはどうあるべきか、また、補助事業を提案するにはどういった手順を踏むべきか、そういった質問をさせていただきました。

その中で、私が今回のJAみどり市の増改築と、それに伴う農家レストランを頭から、先ほども申し上げておりますけれども、反対の立場を取っているものではございません。むしろJAの幹部の皆様方の考えとして、みどり市の売上げが年々減少をしており、今後、組織としてどう取り組んでいくべきか。近くに新しい役場の新庁舎ができるので、以前から女性部から要望があった農家レストランを併設し、二つのそれぞれの施設の相乗効果により売上げを回復しようとするのは当たり前のことであり、私はそれに対し、何ら反対の立場を取るものではございません。

私が一昨日質問をし、今回補正予算を審議する中で反対の立場を表明しているのは、冒頭申し上げましたように、議会に執行部より提案をされた補助事業の提案の仕方やプロセスに疑義があると考え、先ほどの予算質疑を通じても十分な説明がなされたとは理解することができませんでしたので、執行部案に対し反対の立場を表明しているところであります。まずこのことをご理解していただいた上で、議員の皆さんに判断をしていただきたいということでございます。

そこで、6月補正予算に執行部より提案されました内容において、先ほどから議論されました農林水産振興費として、一般財源から2,500万が補正提案され、県から5,0

00万円、合計7,500万円の税金を投入しての新規事業に対し、十分な納得を自分自身が得ることができないことの理由には、先ほども申し上げましたけれども私自身、商工会長を8年務めた中で、商店街や各商店の疲弊の状況を目のあたりに見てきたこともあり、商工会の役職を離れた今でも立場上、今回の補正予算による提案の仕方、執行の仕方に賛成をすることはできません。具体的にはこれから申し上げる三点の理由によるものでございます。

まず一点目として、本来、行政は少子高齢化等による人口の自然減や長期にわたる景気の低迷により消費が著しく落ち込み、経営が非常に厳しくなっている町内の商店を育成しなければならない立場にあります。今回の農家レストランの新設に対する補助事業は、年間売上予測を見ても、既存の商店に与える影響が余りにも大きく、行政措置としてはその本来の趣旨に反しているということがまず一点目の理由でございます。

このことは議会開会前の全員協議会の中でも多くの議員からも、「細々と経営をしている既存の飲食店やお弁当屋さんにとっては死活問題であり、問題が多くある」と指摘されたところであります。試算では、関連する店にとって、1軒あたり年間売上高が約280万円から300万円の減少になると予測され、育成どころか商店を廃業に追い込むかもしれない補助事業に反対するのは、私の立場からすれば当然のことでございます。

そして二つ目の理由といたしまして、今回の補助事業の内容等について先ほど執行部からは提案はございましたけれども、町長、組合長、商工会長、この三者間だけの協議で、関係団体である商工会会員や商店に対して一度も詳しい説明をしておらず、余りにも提案としては唐突であり、議会や町民を軽視した予算措置であり、正常な予算提案、執行をするための行政手続上の説明責任を果たしていないということでもあります。

全員協議会の席上、執行部からは、先ほども質疑いたしましたけれども、「商工会には連絡をして説明をする」との答弁をいただいておりますが、残念ながら商工会も直接執行部からの問い合わせや説明はなかったということが事実でございます。このこと一つを取っても、利害関係が生じる関係団体である商工会や各商店に対して、行政としての説明責任は果たしていないということであり、今回提案された補助事業を認めるには至らず、行政の説明責任を果たしていないこと、このことを私は看過することはできません。

続いて三点目の理由といたしまして、今回のような事業規模が1億円を超える新規補助事業は、本来3月議会において当初予算として計上すべきであり、緊急を要する災害や国の制度変更による補正予算ではなく、補正案として提案する案件には当たらないと考えざ

るを得ません。したがって、年度途中の6月補正予算として計上すべき案件ではないということでございます。

今回の一般質問でも、「有利な補助金があるからといって事業を提案すると財政計画が狂い、将来的には町の財政が悪化する可能性があるから、そのような思い付きの事業提案はすべきでない」といった声に対し、町長自身、「補助金ありきの事業提案には反省すべき点はある」と答弁もされました。また、これまで議会内でも、執行部に対し多くの議員から「余りにも唐突な予算提案があり過ぎる」、「説明不足が余りにも多い」、「議会軽視ではないか」といった声、意見が多く出されてきましたが、今回の提案もこれまで同様の予算提案であり、これまでの議会の声が執行部に反映されてはおりません。多額の税金を投入しての補助事業を提案する場合には、私としては少なくとも半年以上の時間を掛け、本当に補助が必要な事業なのか、補助をすることに対し、ほかの事業との合理性・整合性はあるのか、また、公益性は担保されているのか、そういった課題を時間を掛けて議論・協議をし、結論を出した上で当初予算で計上すべきと私は考えます。

以上の三点の理由により一般会計補正予算に対しては賛同できず、私の反対討論としますが、先ほど申しあげましたように、私自身、今回のJAの事業に反対するつもりはございませんけれども、行政の予算、補助事業の提案の仕方がおかしい。私自身納得できませんので、私の反対討論とさせていただきますけれども、議員各位のご賛同、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

槇野章君。

○2番（槇野章君） 議案第53号平成25年度四万十町一般会計補正予算（第1号）、農業振興費、JAしまんと地産地消推進事業費補助金の原案に賛成の立場で討論を行います。

四万十町の1次産業である農業を取り巻く環境は、国際的な原油高騰や円安による農業産業の燃料、生産資材の高騰、コスト増加分が農産物販売価格に転嫁できないため、農産物経営は極めて厳しい状況におかれています。

そうした中、1次産業振興の観点から旧大正町・十和村地域の生産者からもみどり市へ農産物を出荷をしてもらい、農家が生産・加工・販売、いわゆる6次産業化を売出して、農産物に付加価値を付け、農家所得の向上を目指すのが農家レストランです。

四万十町の平成22年度当初予算の歳入のうち、84.8%が依存財源です。しかし、

馬路村、いの町、佐川は四万十町に比べ10%前後依存財源率が小さい。この違いは、地域に根差した地場産業があること。四万十町としても今後基幹産業の創出が必要であり、1次産業の新興なしに3次産業の発展はありません。こうした6次産業化の取組が必要と考えます。

また、四万十町総合振興計画の第1章基本構想の「まちづくりの基本理念」や、第2章基本計画の「施策の大綱」で、人と自然に優しい農業の推進。主な施策として、地産地消と地産外商による農業生産・販売体制の推進とあります。本町では地産地消の考えの下、学校給食などへの地域食材の供給に引き続き取り組んでいき、また、高速道路延伸による道路条件の改善に対応し、消費地へ積極的なPRの展開、道の駅など直販施設での販売促進の展開を図るとあります。よって、四万十町総合振興計画に沿ったものであり、原案に賛成し、私の賛成討論といたします。どうぞご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ないようですので、賛成討論はありませんか。

岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 議案第53号補正予算に賛成の立場で討論を行います。

J Aみどり市の拡張、また、農家レストランの補助金支出予算については支援すべきだと私は考えます。特に農家レストランについては、J A女性部の皆さんが10年ほど前からの要望でして、地域の食材をふんだんに使用し、イートイン・テイクアウトという、いわゆる各種の惣菜を作り、バイキング方式のように自由に取っていただくという新たな方式で、来客者に食べてもらう、また、お持ち帰りをしていただくという形式を取るということでございます。これまでもみどり市では弁当や惣菜を販売されておりますし、従来の販売方式をいわば拡大するものでもあります。

産直の拡張と同時に今回の試みをすることにより、一層の町内外からの来客が見込めるのではないかと思いますし、高速道路が開通したことにより町外からの交流人口が大幅に増加をしておりますけれども、町の活性化にはまだまだつながっていないのが現状であります。

そういう中で町内の店舗にもある一定の相乗効果が見込めるのではないかという点と、やはりほかの食堂、レストランとは形式が違いますけれども、お互いに良い意味での競い合いもしていただいて、食に対してのレベルアップもしていただいて、四万十町に行けば

おいしい食べ物がこんなに豊富にある、また行きたい四万十町と思わすような戦略が必要とを考えます。農産物やほかの生産者にとっても大きな励みや生きがいにもなると考えます。所得向上にもつながると思いますし、県の産業振興計画との兼ね合いもあります。町民の活性化向上、町の発展にとっても、この事業はＪＡに大いに頑張ってもらわなければと考え、私はこの予算に対して賛成をいたします。賢明なる判断とご賛同を議員各位にお願いをし、賛成討論といたします。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第５３号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第５３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 反対者、下元昇君、森健吉君、林健三君、堀本伸一君、橋本保君。

よって賛成多数です。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前１１時１３分 休憩

午前１１時２５分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 訂正をお願いしたいというふうに思ってます。

先ほど私の質疑の中で、「全員協議会が公の場でない」という発言をしました。調べた結果、公の場であるということのようですので、その文言について訂正をお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 許可をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２ 陳情第２５－１１号国道３８１号線の迂回路線の整備要望について、日程第３ 陳情第２５－１２号要望書、以上、陳情２議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委

員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 陳情第25－11号国道381号線の迂回路線の整備要望について。

平成25年6月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。産業建設常任委員長林健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第25－11号。付託年月日、平成25年6月12日。

件名、国道381号線の迂回路線の整備要望について。

審査の結果、採択すべきものと決定。付記はありません。

受理番号、陳情第25－12号。付託年月日、平成25年6月12日。

件名、要望書。

審査の結果、採択すべきものと決定です。

審査経過報告書。

陳情第25－11号。

件名、国道381号線の迂回路線の整備要望について。

現地、森幸直さん（十和区長）、高瀬勲男氏より説明を聞く。

審査内容ですが、採択ということで、全員一致でございます。

委員の意見ですが、1、要望書だけを先に認めることはできるのではないかと。

2、南海・東南海地震の被災時には国道が通れなくなるので、迂回路は必要と思う。

3、景観の関係では問題なく、なお調査して取り組んでいただきたい。

執行部の意見ですが、1、ほとんどが原野状態なのでできると思うと。

2、ルートを決めて認定が先行しないことには、補助事業には乗らないということです。

陳情第25－12号。

1. 件名、要望書。

2. 現地、植松静子氏（飯ノ川）で説明を受ける。

審査の内容、採択ということです。賛成多数でございます。

委員の意見。1、家の出入りは裏道を利用している状況で、2軒とみなす。

2、赤線であって、町道みたいに利用している。

3、今の段階では整備の必要はない。

執行部の意見。一軒家の場合は採択基準にないという話はした。今年度になって一軒家対策もあるという説明もしている経過がある。

反対意見として、1、町道として維持もできないのではないか。

2、町内にはこんな場所がたくさんあるので、反対者として考慮すべきということだ。

下に参考資料を添付しておりますが、その辺をよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） それでは陳情25-12号ですか、町道認定の要望というところで質問をいたします。

今回の要望は、住家が2戸の生活道を町道に認定してほしいという要望でございますが、町道の認定基準が8項目あるわけですが、どの項目をクリアしているのか。委員会での審査の中で多分賛否が分かれたのではないかと思います。最終的にその認定基準をクリアする要素というか、焦点になった点について何かいうこと。

それから二点目は、執行部からの意見として、一軒家対策もあるのではとの報告がございましたが、執行部の意見に対してはどのような討議をなされたのか。

三点目。認定基準の中で、4番目の項目に「人家地帯」という文言がありますが、産業建設常任委員会ではこの人家地帯というのをどのように解釈をされ、その点について議論をされたのか、以上、3点質問いたします。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 今、8番議員から、緒方議員のほうからありましたことについて、まず回答したいと思います。

委員の中では、一応先ほども説明したとおり、町道認定もありますが、一軒家では先ほど執行部からの話もしたと思います。その辺で、裏道から出入りもしているので二軒家ということで認めたわけでございます。そういう形で賛成者が多数ということで決定した、採択ということになったわけです。

そういうことで、執行部のほうは赤道については、先に地主が、植松さんが先に広げた後に国調が入って、現在は町の管理になっているわけです。それから隣まで来ている町道、補助事業でやったところが、まだ舗装してないところがあるわけですね。それで、植松さんの下にもう一軒あって、そこまでは町道認定に5、6年前になっている状況で、一応二軒家としてみなしたということが多数おりまして、そういう形で賛成多数ということで決定いたしましたわけでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） もう一点質問、人家地帯というのを産業建設ではどういうふうに理解されたかという討議はどうですか。

それともう一点。今回のこのようなケース、多分これから先、認めていくと多分出てくるんじゃないかと思いますが、今後、窪川・大正・十和の大変多くの陳情が寄せられると予想もいたしますが、その点についての討議というのはありましたか。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 今、8番議員からありましたように、人家地帯の連絡路であって、生活道として重要であるという件についての質問じゃったと思います。

それは先ほども言ったように、議員さんも分かっているように、二軒家としてみなすという形で処理をしたということでございます。先ほど、分かりますかね。そういうことで処理をいたしました。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 関連でありますけれども、陳情25-12について一点だけお伺いをしたいというふうに思います。

執行部の意見というところで、一軒家の場合は採択基準にないという話はしたと。今年になって一軒家対策があるという説明もしている経過があるという表記になっておるわけですが、そういった執行部の意見があって、そして委員の意見としては、二つの意見と三つの意見で分かれておりますね。ですから執行部意見の内容を、執行部のこういった意見がありながら、委員会の中では今回採択になっておるということですので、その違いは、どういったとこの要点が違って、今回採択になったのか。そこを分かりやすく説明をいただいたらありがたいなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 10番議員の堀本議員に説明をいたします。

先ほどからも言ったように、執行部は一軒家対策の採択基準でないという話はしたよう  
でございます。それまでには下に家がなかったような形です。後で家が建って、それで現  
在裏から、先ほども言ったように出入りをしているから採択基準に合うということで認め  
たという。そういう処理は執行部から言うているわけですよ、植松さんには、二点、先ほ  
ど言うたように。そういうことを重点目標で言うちゅうにも関わらず、再度町道認定にし  
ていただきたいということでした結果、委員の中でいろいろ検討した結果、採択で、多数  
おったということで、賛成多数でございます。そういうことで決定いたしました。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 当初この陳情要望があつてのときには、そこが一軒家であつた  
と。しかし、その後に家が一軒建ったという、委員長の説明はそういう内容であつたかな  
と。そのために今回、委員会としては町道認定の基準に当てはまるという判断をしたと、  
こういうことですね。

（産業建設常任委員長林健三君「はい」と呼ぶ）

分かりました。そういった変移があつた場合にはやむを得んということがあるわけす  
けれども、やはりここに町道の認定の基準というのが定められておりますので、そうい  
った基準に基づいて、揺るぎない結局判断であるという状況でないと、これまでも委員会  
で厳しい採択をしてきた経過がありますし、町民の皆さんは何とかそういった制度に乗っ  
て、基準に当てはめて町道の認定をしていただきたい。そして、その中では改良、あるい  
は舗装の要望等をしていただきたいというのが町道認定の一つのパターンになるわけす  
ので、それには厳しい基準に基づいた採択をしてきた経過があるわけですよ。ですから、  
そこの整合性は十分に考えた上で採択をしていかないと。つまり、当該の常任委員会に  
よってその判断は違うというような状況は好ましくない。これは町民に対しての説明が  
つかないと。みんながええもんにしてほしいし、負担金が要らずにして道路の維持をし  
てもらうためには町道にしてもらいたいと。こういう思いはわかりますので、その中で一つ  
の基準があるのは、なぜ基準があるかということですので、今回これがいかにということ  
はありませんけれども、この執行部の意見と判断をした委員の意見との内容が分かりま  
せんでしたのでお聞きをした経過がありますので、そういったことは今後にも生かしてい  
ていきたいなというふうに、私の意見です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 陳情25-12についてお伺いをいたします。

今、委員長の説明では、二軒がこの道を利用する生活という説明がありましたけれども、手前の家、これの前には大変大きな広い県道が通っておるようです。その家の出入り口については、主に県道を使っている家の出入りというのが主ではないかというように自分は思っております。先ほどの意見の中では、裏道を通して、今申請の、陳情の道を利用するというようなことも言われておりますけれども、これは採択についてのこじつけではないかなというように、自分も感じをいたします。

私も以前産業建設のほうに籍を置いて、こういう事例をあちこちに見せていただきました。その中で、採択基準に乗らないものについては不採択として今までもやってきました。今回の件を見ますと、私の考えでは不採択にするのが妥当な案件ではないかなと、このように思いますけれども、委員長の説明をお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 18番議員の竹内議員のほうに説明をいたします。

先ほども言ったように、この基準は一軒家だったら、もし採択はしてないと思います。先ほども言ったように、県道沿いからは出入りはしているわけです。ですけど、裏道をすごく住民は使っていて、階段とかいろんな辺とか、私はその辺までは分かりませんが、使っている状況ですので、先ほども言ったように、委員の中では二軒家とみなすべきではないかという判断をしたわけでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

委員長に対して、経過報告に対して質疑ですので、意見は言わないようにしてください。

（「こじつけじゃというようなことはいかん」と呼ぶ者あり）

○18番（竹内常喜君） この場所は、それ、二軒ということで委員長の説明ではありますけれども、私は県道に面したその家については裏道は余り利用してないんじゃないかなというように考えております。

今までにもこういう件についてはいろいろ要望書が上がってきておりますけれども、これについて私たちは厳しい判断をして、それらについては不採択というようなことで来ておりますので、そこらあたりについての委員の意見が、どういう意見があったのか、そこ

らあたりをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

（「議長。ちょっと休憩にしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（宮地章一君） 暫時休憩にします。

午前 11 時 45 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 18 番議員の竹内議員にお答えをいたします。

委員の中で検討をしたかということでございますが、その辺もしました。この陳情や、行政のほうで調査して出してくるべきではないかということで、毎回毎回陳情が出てくるわけですね。それによって、その議論は、先ほど言ったように、議会でやられた経過があるわけです。それについてもいろんな話し合いをしましたが、先ほども言ったとおり裏口を利用して行き来をしてる。そういう形で二軒家とみなすということで決定をいたしました。ということです。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12 番（山岡義正君） そこのところですか。この基準です、規定。認定基準につきまして、いろいろとこれは執行部に本来は聞きたいところなんです、先ほど来言われております一軒家であれば一軒家対策で当然やっていくと。それから、これは二軒としてやる場合やから、これは町道認定ができるというふうには捉えておるというふうに聞いております。これは委員会の決定の中で、そういう基準で選んできたろうと思います。

そしたら今後、そういった袋小路であれ二軒ということであれば、最低その中で二軒あれば町道として認定できますよという基準で行くのか。たまたま今回はこういう中で起こったから、これは二軒でもいいんじゃないかな、二軒として捉えてからやりましょうという考えにするのか。ここの辺は先ほど来言われております。堀本議員は前回の産業建設の委員長をやられて、そういった認定の仕方であんなかというようなことを問われました。やはり認定基準をきちっとして守って行って、こういう理論であるから、こういうふうに規定として認定するというのが本来であろうと思います。

ということは、ここへ執行部の意見としてこういったことを書かれておるわけでございますのは、一軒家の場合は採択基準にない。これは当然でしょう。それから、一軒家対策

もあるという説明をしている経過がある。そしたら、この二軒をとということなんですが、いろいろと聞いてみますと、二軒。先ほど来言われます裏道を利用しているから、これは二軒家として、表から入れば県道があるというような採択の仕方なんですよ。これ一軒と捉えたときには、一軒家対策でやるべき事業じゃないかというふうにも思うわけです。町があえて、裏道を造った中で、町道管理として上げる必要性があるかどうか。ここのところを議論したかどうかということをまず一点。

それで、経過の中に反対意見として、町内にはこんな場所はたくさんあるので、反対者として考慮すべきというようなことも言われております。ということは、これ、やはり一軒であろうが、一軒家なら絶対駄目ですというように言うちゅうわけですね。二軒家の場合に果たして町道認定をしていいんかどうかということを、果たしてこの中で議論されたかどうか。ここのところをひとつ報告をしていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 12番議員の山岡議員に説明をいたします。

先ほど来から言っているように、執行部の意見も言ったように思います。一軒家の場合は、それ、採択基準にないということもはっきり執行部のほうが言っているわけです。それから、家が、5、6年前からずっと上の植松さんは移り住んできたわけですよ。そこからの話は何回とあって、一軒家対策でしたらどうですかという説明もしているという関係もあるがです。それから新たに下へ家が建ったということで、先ほど来から説明しているように、採択基準に合うのではないかという判断をして採択いうことになったわけでございます。その辺のご理解をぜひともお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 委員長。今の質問の中で、二軒家であれば町道に今後認定していくことができるかどうかという質問じゃったと思いましたが。その件について、どう議論をしたのか。

○産業建設常任委員長（林健三君） 先ほど、議論したかということでございますが、前回松葉川の日野地地区の問題がありました。その場合は一軒家対策、あんまり今みたいに裏から使っているとかそういう、距離も長くてちょっと採択基準には合わないということで、生活道の関係でやっていただいたという経過があります。そういうことで委員の中ではいろいろ議論はしました。ということでこういう結果になったわけでございます。ご理解をお願いします。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） そのこのところ、もうちょっとお聞きしたいのは、そのの反対者として考慮すべきという、こんな場所が当然あるということなんですよ。

これは、それで二軒であれば認めていくという、今後の方針として。一軒家はただ、今まではなかったわけです。一軒家対策いう方法しかなかったんです。だから、一軒家対策があえて事業として上がってきて、一軒家でもできますよということになった。そしたら、二軒になれば町道として認定の基準にするんですかということなんですよ。果たしてそれが、基準として持って行って、二軒以上あれば全て町道として認められますよということ。を方向付けとして今回決定したとあれば、これは今後の運用の問題にもなってこようと思います。そこら辺はどういう議論して、執行部はどういうふうに捉えて意見を聞いたかということ、ぜひ委員長としてお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 再度12番議員の山岡議員に答弁をいたしたいと思っています。

その問題について議論はしたかということでございますが、先ほど来から言っているように、一軒家の場合には基準には合わない。だけど、先ほどから、後から引っ越してきて、出入りをしている、町道からも出入りをしているが、回覧持っていったりとかいろいろな想定がされるわけですよ。そういう関係で議論はしましたが、二軒家としてみなしていいのではないかとということで、今回の採択という形になったわけです。

いろんな、先ほども言ったように、反対者もありました、それは。それで、賛成者が多かったということで、今回、産業建設では採択ということになったわけでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 委員長、ご苦労さまです。

同じ陳情の中で、それぞれ委員の意見、執行部の意見いうことが出されています。要するに一軒家の場合は、町としては採択基準には乗らないと。だから、一軒家対策が書いてありますが、町民の方には一軒家対策と言うても分かりませんで、一軒家対策事業として、補助事業が一軒家の場合ありますよというのがこの一軒家対策と形で委員長、書かれていると思うわけですが。本来は一軒では町道としての認定は町はしませんと。しかし、一軒家の場合は、一軒家対策事業として舗装などの事業ありますよということをこの陳情者には

言ってきた経過があると。しかし今、委員長の発言の中では、5年前ぐらいに一軒家が建ったがですか。建たれたので、二軒としてみなすという委員会としての結論が出たということでしょうが、ただ、説明をしたのは、執行部が、いつなのか。

今の段階でも執行部としてはこれは一軒、二軒以上とみなしてないのかどうなのかということながですよね。そうすると、その執行部が言った時期ながです、この意見のね。それから、最近陳情者に言ってたということは、執行部は一軒家としてみなして、なおおるのかどうなのかというのは私には分かりません、委員会の中におりませんので。だから町は今回のような場合は一軒家とみなすということで、一軒家対策事業がありますので、陳情者の方よと、補助事業を使ってくれませんかという、言った時期がいつなのかいうのがちょっと分かりません。それで、最近もそういう、町はあくまでも今回の陳情案件の場合は一軒家とみなすと、町道としては認定しづらい状況にあるのかどうなのかという執行部の見解がどうなのかということと。

委員長も私も旧大正町の議員です。旧大正町は通行止め、いわゆる迂回路は必ず、要するに行き止まりは駄目だという基準ですが、ただ今回も、うちの、四万十町の中では、7項の中に「町道間の連絡上重要であるもの」という非常にあいまいな表現ながです、これ。町道間の連絡上必要であるものというのは、ある面では行き止まりではないのかなと。やはりさっと通れるような状況が7項に入ってるのかなと、私の認識です、7項がね。行き止まりでもどうでもええんだと、要するに二軒以上あったら町道として見なさいやと。今後どんどんそんなところがありゃ認めますよという姿勢なのかどうなのか、そこがちょっと。執行部もそういう見解なのか、委員会としてもそういう見解で臨んだのかについてお答えください。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 3番議員の田邊議員にお答えをしたいと思います。

その辺はいろいろな形で、先ほども言ったように、途中までは基盤整備、農業関係の関係で基盤整備をして、最近家を建てた、植松さんの下に家があるがですよね。そこまでは町道認定してる。一応迂回路というてもちょっと離れちゃうけん、迂回路の形にはならんかも分かりませんが、先ほども言っているように二軒家として認めている。町としても、先ほどから言っているように、一軒家対策のこともありますよということを言っているわけです。それも5、6年前ということは、平成20年ぐらいじゃないかなと思って私は想定するがですけど、そういう答弁を執行部からはいただいているわけでございます。

以上でございます。ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 堂々巡りのような感じが。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） ただ、委員長、二点だけですので、ちょっとよく頭の中に入れてくださいね。

執行部の意見の中で、書いとりますわね。一軒家対策の場合は、一軒家の場合は採択基準はないと。町としては一軒家の場合は町道としては認めませんよという採択基準があると。それで、それやったら一軒家対策事業もあるということを今年度になって、今年言うてますね、25年度に。ということは、執行部はこの陳情案件については町道としては採択の基準にはないということを言うてるんですね。そういうことですね。だから、今の委員会の考え方は、町はそう言うけども、委員会としては町道として認定すべきだという形を結論として出したということなんでしょうね。そうですね。

それで、もう一点だけ、じゃ。この採択基準の、よく見てくださいよ、委員長、7項目、8の中の7番目。「町道間の連絡上重要であるもの」、これはどういう内容か。聞いてなければ聞いてない。あなたの私見を聞くつもりはありませんが、いわゆる採択基準が八つあるわけです。だから、どれに当てはまるかというたら、これは委員として見て参考にせないかんですわね、八つの中のどれが入っちゃうのかいう中で、7番目の「町道間の連絡上重要である」ということは、私が言ったように、行き止まりの道ではいけませんよというのか、そこら辺の内容がちょっと私には分かりませんので、委員会としてこの7番目の項目、どう判断をされたのかいう点をお答えください。それだけで結構です。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） すみません。7番目の参考資料にあります「町道間の連絡上重要である」ということは、先ほどからも言っているように、基準はなかなか難しいところもあるわけですけど、裏口から出入りをしちゃうということで、これの該当に重要であって、連絡上重要であるという関係で採択基準にしたということでございます。分かりますか。

（3番田邊哲夫君「議長、もう一回ちょっと言わせてもらっていい。3回目じゃろう。そこをちょっとあれしてよ」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 委員長。さっきの答弁で、「町道上の連絡じゃない」という答弁したわけよ。袋小路というか、離れちゅうきよね、通じてないわけで。委員長として、今は

委員会の中で話し合いしたことを答弁せないかん。

○議長（宮地章一君） してなかったらしてない言うたらえいがやき。その分は話は全然してないと。だったら、してない言うてくれたら。

再度。

○産業建設常任委員長（林健三君） 3 番議員の田邊議員に説明いたします。

その町道間の連絡上で重要であるかないかということについては、話し合いはしておりません。ということです。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第 25－11 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第 25－11 号国道 381 号線の迂回路線の整備要望についてを採決します。

お諮りします。

陳情第 25－11 号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第 25－11 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第 25－12 号について討論を行います。

討論はありませんか。

緒方正綱君。

まず原案に反対者の発言を許可します。反対ですか。

○8 番（緒方正綱君） それでは私のほうから、陳情第 25－12 について反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の陳情案件は、町道としての認定基準に該当するのか非常に疑問が残ります。8 項目の町道認定基準の中で唯一該当するものがあるとするならば、4 番目の「人家地帯への

連絡路であって生活道として重要である」という項目に当てはまるのかなと。そうも思いましたが、今回の陳情の場合は一軒家、人家は一戸だと判断をいたしております。手前の一戸は県道に直接接しており、車の出入りも、県道から出入りをしております。もう一戸については、すみません、元へ戻ります、そういう意味で、町道としての機能性はかなり薄いと判断をいたします。

もう一戸については、先ほども議論なされましたが、袋小路で迂回路がありません。４番目の項目の「人家地帯の連絡路」とあるのは、ある程度人家が固まっているという解釈が自然だと私は考えます。

確かに町道認定の要望、陳情に上がってくる事案は、どれを取ってみても維持管理面において大変苦勞をしておられることは情動的に私も十分理解をしておりますが、仮に今回のケースを認めるとしたら、今後このような陳情が頻繁に上がってくることが予想され、町としても対応仕切れないと思います。町道の維持管理費が増大し、四万十町の財政面がますます圧迫をされる危険性もあり、四万十町にとって決してプラスの材料にはならないと考えます。今回の陳情案件は一軒家対策で対処されるのが妥当だと考えております。

以上のことから、町道としての認定基準に当てはまらないという結論に私は達しました。

最後に、現行の四万十町町道認定基準に関する規定そのものが何かぼやけていて、認定基準の８項目を私も読み直し、見直しをしまして改めて感じ事でございます。今後において同僚議員とも議論を重ね、また、町執行部とも意見を交えながら、町民の皆様の日常生活の利便性を図っていきたいと考えております。

以上、私の反対討論を述べさせていただきました。議員各位のご賛同を求めるものでございます。

○議長（宮地章一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

堀本伸一君。

○１０番（堀本伸一君） それでは陳情第２５－１２号について、私は賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

町道の認定については、８項目の認定の基準があります。全てのことに、行政が執り行うことには一つの規定、基準があるわけです。ですから、これに基づかなければなぜ駄目かということに触れたいと思うわけですが。

つまり、公正さというのはどういうことかということになります。ですから、これまでもたくさんの町道認定で協議をし、不採択になった路線があるわけですね。ですから、

そういった区分をじゃ、今後どうするのかということに発展をしていくことになれば大変なことになるということがある。そのために厳しく認定基準があり、そのことを重視し、尊重していくのが我々の使命であるということになります。

そういったことが委員長の説明の中で当然あるわけですがけれども、今回、委員長がその内容について少し説明不足のともあったかなというふうに、私は個人的に解釈をしています。ですから、当委員会、産業建設常任委員会で、この案件についてはそういった問題点をもんで、それなりに判断をして委員会の結論を出したということですので、私はこの採択についてはそういった意味を持って賛成をしていく。しかし意見としては、今後、常任委員会の在り方によってその基準が、選考される基準に誤りがあると、町民に公正さを欠く大変申し訳ないことになっていくということがありますので、そこは今後において慎重に審議をして認定していただきたい。この意見を付して賛成をしていくというふうに思います。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第25－12号要望書を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第25－12号要望書について委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） ありがとうございました。

起立少数です。したがって、陳情第25－12号は不採択することに決定しました。

賛成者、橋本保君、堀本伸一君、岩井優之介君、下元昇君、森健吉君、山上利嗣君、以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 発委第6号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○総務常任委員長（山岡義正君） 昨日、陳情２４－１５号、意見書提出の陳情でございまして、これを、意見書提出につきましては皆様方のご同意を得ましたので、本日、意見書として提案させていただきます。

発委第６号。

平成２５年６月２０日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、総務常任委員長山岡義正でございます。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第６項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

皆さん、お手元に配付しております。こういったことで、日本は被爆国であり、世界で唯一の被爆国になっております。ＮＰＴ（核不拡散条約）、これを認められていない国は九つやなかったかと思えます。この九つの国に、九つだったと思いますが、この国に対しての核兵器の廃棄をお願いしたいということであろうと思えます。そういった意味でこの意見書を提出したいと思っております。

この意見書の提出は内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣となっております。

以上、皆様方のご同意、よろしく願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第６号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を採

決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第6号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 発委第7号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書、日程第6 発委第8号原油及び飼料価格の高騰に伴う農林水産業への対策強化を求める意見書、以上、発委2議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 発委第7号。

平成25年6月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、産業建設常任委員長林健三。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書。

皆さんに配付しておりますが、こういうことで非常に、このT P Pに参加した場合には医療、それからお米、肉類というのがに被害が及ぶということで、前段階でも政府のほうへ反対意見書を出した経過があるわけでございます。出先は今回は違いますけど、そういう形で陳情の意見書が出てきておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日。高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に意見書を出すことでございます。よろしくお願いをいたします。

発委第8号。

平成25年6月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、産業建設常任委員長林健三。

原油及び飼料価格の高騰に伴う農林水産業への対策強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

原油及び飼料価格の高騰に伴う農林水産業への対策強化を求める意見書。

下の「記」というところを読ませていただきたいと思います。

記。

1. 新たな省エネルギー技術の開発と普及拡大対策。
2. 安価で効率的な省エネルギー機材や代替エネルギー等の開発を促進し、導入などへの支援対策を強化すること。
3. 国産飼料の増産と有効利用対策。
4. 飼料自給率の向上に向け、耕畜連携の取組や飼料作物の増産等への支援対策を強化すること。
5. 生産資材の価格高騰が続く中、農林水産物の価格コスト上昇分を転嫁できない状況にあるため、実情を消費者に理解させることや再生産に見合う価格の設定について対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日。高知県高岡郡四万十町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第7号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第7号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第8号原油及び飼料価格の高騰に伴う農林水産業への対策強化を求める意見書を採決します。

発委第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第8号は原案のとおり可決され

ました。

お諮りします。

ただいま発委第8号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第7 発委第9号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長岡峯久雄君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条並びに地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 発委第9号。

平成25年6月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長岡峯久雄。

議員派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏面をご覧ください。

議員派遣の件。

平成25年6月20日。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1. 第6回四万十川桜マラソン大会実行委員会総会。

目的、総会でございます。

期日、平成25年6月26日。

場所、四万十町。

派遣議員については議長、副議長でございます。

２．高知縣市町村議会議員研修会。

目的、市町村の重点課題・政局等の理解を深める。

期日は７月２５日。

場所については高知県立県民文化ホール。

派遣議員については全議員でございます。

３．第７回高幡町村議会議長会議員研修会。

目的は管内の議会議員の資質向上と相互の親睦を図る。

期日は８月３０日。

場所は中土佐町。

派遣議員については全議員でございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第９号議員派遣の件についてを採決します。

発委第９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第９号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第９号が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、そ

の整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第8 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、四万十町議会議員定数等調査特別委員長から常任委員会、特別委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、四万十町議会議員定数等調査特別委員長及び各常任委員会委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、四万十町議会議員定数等調査特別委員長及び各常任委員会委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後0時27分 休憩

午後0時34分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回四万十町議会定例会を閉会します。

午後0時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員